

令和7年度

「学校いじめ防止基本方針」

京都市立向島藤の木小学校

令和7年度 京都市立向島藤の木小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第1号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 生徒指導（いじめ・不登校・虐待）委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・ユニット代表・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー（S C） ソーシャルスクールワーカー（SSW）

ウ 開催時期

定期の生徒指導・総合育成支援に関する校内ケース会議は、週1回程度開催。
(緊急対応の場合は、この限りではない。)

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめ、不登校、虐待に関わる情報に対する支援や指導及び保護者や関係機関（専門機関）との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・年3回程度行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「本校の生徒指導方針及びいじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）を基にし、本校の児童実態に合った指導内容を展開し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規範の確立に努め、学び合う学習集団を形成し、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・アクティブラーニングを推進し、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・学力向上委員会を設置し、全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・児童の実態を鑑み、教具や教材が揃わなくても授業が成立するように、可能な限り貸し出せるように配慮する。（絵の具セット・習字道具・リコーダーなど）

イ 道徳・人権教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図ると共に計画的な授業の実践を行い、いじめに特化した授業を組み込むなど道徳学習の充実を図る。
- ・人権参観の場で、全学年が人権問題を中心に、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした道徳及び人権学習の授業を展開し、事後の話し合いで、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して共に協力し合える人間関係づくりを行う。
- ・全ての体験的活動に於いて、ルールやマナーを徹底させ、人への思いやりを大切にした規範意識を育てる。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、委員会を中心に「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・「いじめ」に特化した集会を行い、困った時はいつでも相談できる「いじめ相談員」

（全教職員）を紹介し、メッセージを発信し未然防止を図る。

- ・児童一人一人の生活実態を把握し、身なりや持ち物などを気に留め、著しく乱れている時は保護者に連絡するなど、未然防止に努める。（場合によっては関係機関にも連絡を入れる。）
- ・長欠児童に対し、その要因を突き止め、常にクラスの一員としての所属感を持たせ、排除やいじめの対象とならぬように配慮する。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「向島藤の木小学校いじめ防止基本方針」の内容をホームページ等で周知し、懇談会や家庭訪問を通して、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

キ その他

- ・常に環境整備に努め、「割れ窓現象」を防ぎ、児童の心の荒みを回避する。
- ・全ユニットで教科担当制をしき、複数の教員の目で多くの大人（教師）とつながる機会を増やす。
- ・加配教員を中心に休み時間などに校内パトロールを実施し、空き教室や校舎の死角部分などに目を配りいじめをさせない環境をつくる。

（2）いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・校内パトロール（中間・昼休み）を実施し、休み時間の校舎内にいる児童の様子を把握し、険悪な雰囲気が確認された場合は、その場で指導したり、ユニット担任に連絡を入れ、いじめや問題行動の未然防止に努める。生徒指導主任が、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なとでも耳を傾け、状況を見守り、緊急の場合は「生徒指導連絡会」を開き対応を協議する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

（ア）アンケートの実施

- ・1年に複数回「いじめに関するアンケート」などのアンケートを実施し、実態把握に努め、教職員で共有する。

（イ）教育相談の実施

- ・アンケート結果を把握し、不定期に個別の教育相談を実施して、いじめの早期解決を図る。

ウ その他

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

（3）いじめが起ったときの措置

ア 基本的な考え方

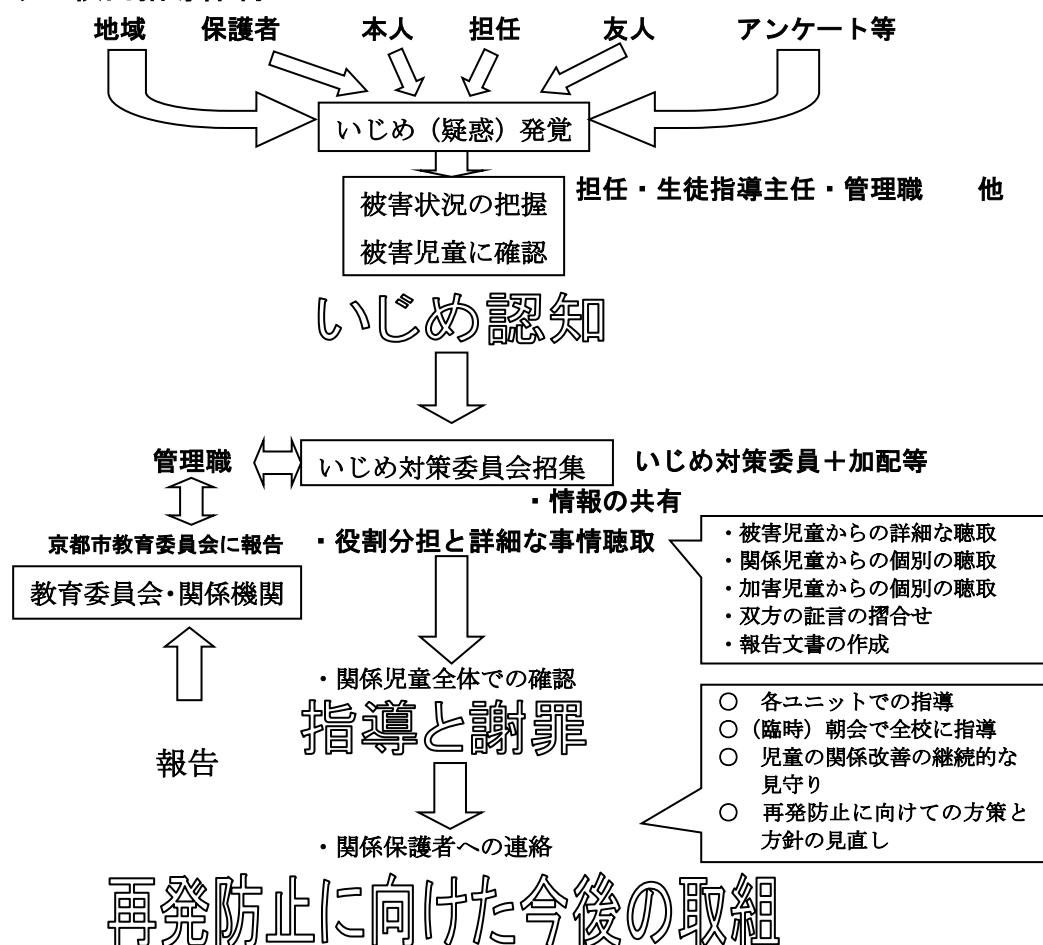
いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめ

の有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周囲にいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、児童相談所、警察にも連絡を入れる。

ウ 校内指導体制



4 関係機関との連携

- ・平素からスクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーとの連携を密に情報を共有しておく。
- ・スクールサポーターや向島藤の木小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「向島藤の木小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

(3) いじめ「解消」の定義

いじめの「解消」の定義を詳細に規定いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかりわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会など）の開催や教職員の資質向上（校内研修）の取組	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	職員会議及び生徒指導研修会 ・「学校いじめ防止基本方針」の共有 ・「年間計画」の役割の明確化 ・いじめの「未然防止」「早期発見・確認極的認知」「保護者への発信、関係機関との連携」のプログラムの確認 P D C A サイクルの確認 校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・校内体制や組織的対応の共有 ・児童への呼びかけと指導	仲間意識の育成 ・入学式や学級開き ・学級あそび 保護者への呼びかけ ・個人懇談にて	前年度の児童の実態の引き継ぎ	入学式後保護者説明会 個人懇談会
5	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて ・生徒指導（いじめ、不登校、虐待）連絡会 ・個人懇談における保護者への呼びかけ	朝会 ・憲法月間における学校長の話 ・いじめ対策委員会の紹介 お迎え集会 春の遠足（5・6年以外）		憲法月間「学校だより」にて啓発 ホームページにて学校いじめ対策委員会について発信
6	生徒指導研修会 ・児童理解に関する研修 校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・アンケート、教育相談の結果の共有	朝会（児童朝会） ・いじめアンケート実施について ・委員会からの提案 ケイタイ安全教室（6年） ふじまる週間	第1回記名式の「いじめに関わるアンケート」の実施 教育相談	
7	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・いじめ事案継続検討 ・ケース検討会議 ・「夏休みのくらし」の検討 ・クラスマネジメント集計結果分析 ・生徒指導（いじめ、不登校、虐待）連絡会 個人懇談会 ・帰宅後の児童の様子や情報収集	1学期終業式 ・夏休みのくらしの指導の徹底 長期宿泊学習（4・5年山の家）		個人懇談会
8	生徒指導研修会 ・いじめに特化した研修会 校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・夏休みの児童の現状把握 ・クラスマネジメントの検討 小中合同研修会 ・生徒指導の現状と各校の取組	2学期始業式 ・夏休みのくらしの振り返り		
9	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・未然防止に向けた取組の確認 ・学校評価の実施に向けて	朝会（児童朝会） 学校評価アンケート		地生連総会

10	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・生徒指導（いじめ、不登校、虐待）連絡会 ・学校評価の結果の共有	朝会（児童朝会） ふじフェス体育の部 秋の遠足（1・2年） ふじまる週間		地域教育学級
11	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議	朝会（児童朝会） 6年修学旅行 ふじフェス文化の部	第2回記名式の「いじめに関わるアンケート」の実施	人権にかかわる学習の参観及び懇談
12	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・アンケート、教育相談の結果の共有	朝会（児童朝会）		個人懇談会
1	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・学校評価の実施に向けて	朝会（児童朝会） 学校評価アンケート		
2	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・ケース検討会議 ・学校評価の結果の共有 生徒指導研修会 ・児童理解に関する研修	朝会（児童朝会） ふじまる週間 ふじフェス芸術の部	教育相談	地生連総会 新1年半日入学保護者説明会での啓発
3	校内ケース会議（生徒指導連絡会） ・学校いじめ防止プログラムの見直し ・年間反省	朝会（児童朝会） 6年生を送る会 人権参観		個人懇談会

※「校内ケース会議」とは、毎週月曜日の15時30分に設定され、生徒指導や総合育成支援に関わる内容で協議する時間にしている。

※「生徒指導連絡会」とは、校内ケース会議の中で生徒指導に関わる内容に特化し、情報共有やいじめをはじめとする問題行動や不登校、虐待に関するケース検討会議の時間とする。但し、緊急性のある問題行動やいじめ事案が発覚した時は、速やかに臨時で対策委員会を開催する。

※「ふじまる週間」とは、児童の生活習慣向上の意識を高め、実践的態度を養うために設定され、その意識づけの強化週間として位置づけている。

※上記の取組以外でも、全ての教育活動の中でより良き児童同士の絆づくりを実践しているが、必要に応じて年度途中に計画の見直しや取組みの策定を行うものとする。